旧長沼高等学校産業廃棄物処理(収集運搬及び処分)業務委託仕様書【処分用】

1 業務名

旧長沼高等学校産業廃棄物処理(収集運搬及び処分)業務委託

2 排出場所

旧福島県立長沼高等学校地内 須賀川市長沼字子ッコ橋58番地

3 委託期間

令和5年1月31日限り

4 業務目的

福島県立長沼高等学校と福島県立須賀川高等学校は統合に伴い、令和4年度以降の教育活動については、福島県立須賀川創英館高等学校(旧須賀川高等学校)で行っている。旧長沼高等学校については、令和4年3月下旬まで教育活動を行っていたことから、机・ロッカー等の一部廃棄物品は、現在、本校舎1階部分及び体育館内に集積している状況にある。

旧長沼高等学校跡地の方向性は現段階では決定していないが、決定後、速やかに関係者に校舎等を引き渡せるよう、方向性が決定する前に本校舎1階及び体育館内に集積されている産業廃棄物の処分を行う。

5 資格要件

下記6の(3)の産業廃棄物を処分するに当たり、必要な許可を受けていること。

6 業務内容

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、関係諸法令、条例、規則及び関係通知等に基づき適正に処分しなければならない。
- (2) 受注者が、前項の業務の過程において法令等に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、 発注者に負担させない。
- (3) 委託する産業廃棄物の種類、数量及び金額等は以下のとおり。

廃棄物の種類	予定概	単位	単価 (税抜)	金額(税抜)	備考
	算数量				
金属	9, 500	kg			
木及び金属くず混合物	6,000	kg			
木くず	3,000	kg			
ダスト付き金属混合物	3,000	kg			
ガラス及び陶磁器くず	700	kg			
廃プラスチック類	2,000	kg			
ピアノ	2	台			

ソファー	1	セット		
印刷機	2	台		
小計 (税抜)				
消費税	10	%	_	
処				

(主な産業廃棄物)

机、椅子、ロッカー、棚、楽器(ピアノ等)、コピー機、ソファー、ベッド、木材、ストーブ、プラスチック製物品等

※数量は概算数量であるので、概算数量に大幅な変動が生じた場合は変更契約の協議を実施する。

7 業務終了報告

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務については、マニフェストの票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

8 その他

本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議し、取り決めることとする。